

令和5年度 事業計画

水先法の目的に鑑み、前年度の事業計画を継承し、以下の通り定める。

1. 重点事業

引き続き利用者の一層の信頼に応える水先業務の遂行と引受窓口業務の充実を推進する。

2. 各事業

令和5年度は、次の具体的事業を行う。

1) 適正化事業

- イ 会員による水先業務の適正な遂行に関する指導及び監督
- ロ 会員の技術指導及び健康管理等を通じ業務品質管理の推進
- ハ 業務の品質向上に資する為、必要に応じ各委員会に於いて検討実施
- ニ ユーザー対応窓口を充実させ利用者意見の聴取を推進（水先安全、業務安全懇談会の開催）
- ホ 公益法人会計基準に基づく経理処理体制の確保維持
- ヘ 日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認める事業への協力
- ト 新型コロナウイルス感染防止対策の確実な実施と水先業務の維持及び継続
- チ 緊急事態時の田子の浦水先区支援体への対応

2) 水先人の教育関連事業

- イ 水先業務の技術向上の為の講習会の開催
- ロ 日本水先人会連合会が実施する研修への参加
- ハ 水先業務検証制度の確実な実施（入会后3年目までの水先人）

3) 業務取次窓口業務

- イ 会員のする水先業務の引受けに関する事務の的確な実施
- ロ 会員の為の料金收受事務の的確な実施

4) その他の事業

- イ 水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開
- ロ 近隣水先区（田子の浦水先区）へのスポット支援事業の継続
- ハ 日の出埠頭を活用する大型客船寄港と富士見埠頭改良工事に対する安全・効率運航維持に向けた取組の実施

以上